

令和元年6月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和元年6月25日（火）午後2時30分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和元年6月25日（火）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 5 番	漆 原 豊 彦
2 番	渡 貫 直 正	1 6 番	櫻 井 一 雄
3 番	吉 原 豊	1 7 番	佐 藤 賢 一
4 番	熊 山 直 行	1 8 番	宮 治 時 男
5 番	宮 治 潔	1 9 番	與 安 義 昭
6 番	上 田 洋 子	2 0 番	加 藤 登
7 番	井 上 哲 夫	2 1 番	佐 川 俊 夫
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 2 番	佐 藤 智 哉
1 0 番	齋 藤 義 治	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 2 番	飯 田 芳 一	2 5 番	福 岡 則 夫
1 3 番	田 代 恵美子		
1 4 番	山 口 貞 雄		

欠席委員は、次のとおり

8 番	古 谷 修 一		
-----	---------	--	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 19号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出  
について
- 日程第 3 議案第 20号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認に  
ついて
- 日程第 4 議案第 21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願  
について
- 日程第 5 報告第 6号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて
- 日程第 6 議案第 22号 令和2年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る  
意見書について（別冊）

開会 午後2時30分

事務局（加藤 敦事務局長） 皆様、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開会させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、総員25名、出席委員24名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ、新聞、テレビを見ていますと、国会でも年金のことがかなり話題になっております。今のままだと2,000万円足りないとか、あるいは3,000万円足りないということで、いろいろ盛り上がっております。足りない分は自分で用意しろということも一部では言われておりますが、私は国民年金ですから、足りない分をどうするのかということは考えるところでございます。

人生100年時代でございますので、これからの長い人生、どのような年金制度になっていくのか、注視していきたいと思えます。

また、先日は、農林・園芸・畜産の各小委員会が開催されましたけれども、大変お疲れさまでございました。いろいろな意見が出されましたが、農業は、まだまだ補助金や行政に頼る部分があります。藤沢市の一般会計予算、前にも申し上げましたが、1,490億2,200万円あるそうです。皆様方の税金、市民税や固定資産税、都市計画税等いろいろ集めまして1,490億2,200万円、これを藤沢市でどのように使っていくかということでございますが、農業にどのくらい使われているか御存じでしょうか。約5億円です。全体に占める割合にしますと0.3%です。確かに福祉や教育あるいは道路だとか、いろいろお金がかかりますが、農業予算は1,490億2,200万円の中の5億円ですから、これはちょっと低いのではないかと感じております。

また、そのほかに農業予算とは別枠で、前市長のときにエコファーマーに対する田んぼの補助金がありました。反当たり5万円、1㎡50円でやっておりますが、これも予算的には、当初は3,000万円あったのですが、現在は2,500万円です。120～130軒の農家に配られているはずでございます。

これも、前にも申し上げましたが、今回の市議会議員選挙の中で農業関係の委員がいなくなりましたので、果たしてこれが続くかなということも、一つ心配の種でございました。雲行きも大変怪しいということでございますので、これも、これから市長に向ける意見書だとか、あるいはいろいろな団体の申し入れなどで申し上げていきたいと思っております。

それでは、6月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。

事務局（加藤 敦事務局長） 齋藤会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願い申し上げます。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、24番の浅場宣靖委員と25番の福岡則夫委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明します。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、男1、女1。所有面積、179a。耕作面積、179a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、葛原字西山田、合計3筆、2,015㎡。権利の種類、所有権移転（売買）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、遠方に居住しており、管理困難のため。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、男2、女2。所有面積、121a。耕作面積、121a。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。当該農地、遠藤字琵琶島、合計5筆、2,540㎡。権利の種類、所有権移転（売買）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望により。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

6番、上田委員。

6番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「東山田」交差点から西に約100mの農地、及び県道藤沢・座間・厚木線にある「西山田」交差点から南に約160mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人御本人と面談いたしました。

譲受人は、露地野菜の生産・販売を中心に農業経営を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことでした。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について、  
意見を求めます。

4番、熊山委員

4番（熊山直行委員） 本件の申請地につきましては、県道藤沢・厚木線にある「六  
地蔵」交差点から西に約200mの農地、及び230mの農地になります。

資料は4ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人御本人と面談いたしました。

譲受人は、茅ヶ崎市に在住しており、茅ヶ崎市及び寒川町に田、畑を所有し  
水稻及び野菜を自作しております。

管理状況は良好であることを茅ヶ崎市、寒川町には確認済みです。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、本市内では初めて当該農地を新た  
に取得するとのことです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないた  
め、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―  
―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第18号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第18号について、許可することに決定をい  
たします。

次に移ります。

日程第2、議案第19号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申  
し出について」を上程いたします。

なお、本議案 番号2につきましては、農業委員等の案件となっておりますの

で、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

議長 (齋藤義治委員) それでは、番号 2 について、事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局 (福岡信二主幹補佐) 日程第 2、議案第 1 9 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、番号 2 の概略をご説明申し上げます。

番号 2 は、打戻で 1 8 2 a を耕作する方の更新借受分となっており、詳細は記載のとおりとなっております。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長 (齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号 2 について意見を求めます。

何かございましたら、お願いいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長 (齋藤義治委員) ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 1 9 号、番号 2 について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長 (齋藤義治委員) それでは、議案第 1 9 号、番号 2 について、承認することに決定をいたします。

対象委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

議長 (齋藤義治委員) 続きまして、本議案その他の案件について、事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局 (福岡信二主幹補佐) 日程第 2、議案第 1 9 号「農業経営基盤強化促進法に



基づく利用権設定の申し出について」、その他の案件を一括して御説明申し上げます。

番号 1 は、用田を中心に 4 2 4 a を耕作する方の更新借受分。

番号 3 は、獺郷で 1 6 a を耕作する方の更新借受分で、新規就農して 3 年目の更新となっておりますので、地区協で面談を行っております。

番号 4 は、宮原で 1 5 8 a を耕作する一般法人の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号 5 は、打戻を中心に 5 4 a を耕作する方の更新借受分。

番号 6 は、亀井野を中心に 8 6 a を耕作する方の更新借受分。

番号 7 は、西俣野を中心に 2 3 1 a を耕作する方の更新借受分。

番号 8 は、長後を中心に 1 1 8 a を耕作する方の更新借受分。

番号 9 から番号 1 1 は、菖蒲沢を中心に 2 4 2 a を耕作する方の更新借受分。

番号 1 2 は、稲荷を中心に 1 6 8 a を耕作する方の更新借受分。

なお、利用権設定を行う農地については、全て現地確認を行い、特段問題はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本議案、その他の案件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 1 9 号、番号 1、番号 3 から番号 1 2 について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 1 9 号、番号 1、番号 3 から番号 1 2 について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 3、議案第 2 0 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確

認について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、一括して議案の説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおりです。特例農地、地番、地目、地積については、記載のとおりです。合計4,530㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等については、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年7月11日。免除日、令和2年5月12日。現地確認日、令和元年6月3日。

続きまして、番号2。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、地目、地積については記載のとおり。合計1,808㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年2月9日。免除日、令和元年12月9日。現地確認日、令和元年6月11日。

続きまして、番号3。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、地目、地積、記載のとおり。合計5,547㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年9月11日。免除日、令和2年7月12日。現地確認日、令和元年6月11日。

続きまして、番号4。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、地目、地積、記載のとおり。合計3,043㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年8月20日。免除日、令和2年6月21日。現地確認日、令和元年6月11日。

続きまして、地区、六会・長後。番号5。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、地目、地積、記載のとおり。合計2,169㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等は、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年7月7日。免除日、令

和2年5月9日。現地確認日、令和元年6月3日。

続きまして、番号6。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、地目、地積については記載のとおり。合計6,465.79㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年12月23日。免除日、令和2年10月24日。現地確認日、令和元年6月14日。

続きまして、番号7。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、地目、地積、記載のとおり。合計1万1,623㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年1月29日。免除日、令和元年11月30日。現地確認日、令和元年6月14日。

続きまして、番号8。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、地目、地積、記載の通り。合計5,391㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等、記載のとおりです。相続開始年月日、平成11年10月28日。免除日、令和2年8月29日。現地確認日、令和元年6月17日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について、意見を求めます。

15番、漆原委員。

15番（漆原豊彦委員） 本件につきましては、令和元年6月3日に地区委員の私、漆原と上田委員、相続人、事務局の落合さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、葛原字西山田の5筆については、ハウスハウレンソウやサトイモなどが作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

――  
――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

11番、渡邊委員。

11番（渡邊文雄委員） 本件につきましては、令和元年6月11日に地区委員の私、渡邊と相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、宮原字高田で水稲及びカボチャ、サツマイモ等の野菜の作付けが行われており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――  
――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

11番、渡邊委員。

11番（渡邊文雄委員） 本件につきましては、令和元年6月11日に地区委員の私、渡邊と相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、宮原字高田は水稲、宮原字六本松はサトイモ、ニンジン等の野菜、宮原字歩一はブルーベリー、クリ、カキ、ネギ、ミョウガ等の果樹、野菜が作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――  
――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号4について意見を求めます。

16番、櫻井委員。

16番（櫻井一雄委員） 本件につきましては、令和元年6月11日に地区委員の私、

櫻井と相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、遠藤字谷ノ上でネギ、ナス、ニンニク等の野菜、及びクリが作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—  
— —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号5について意見を求めます。

13番、田代委員。

13番（田代恵美子委員） 本件につきましては、令和元年6月3日に地区委員の私、田代と相続人、事務局の落合さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、石川字鍛冶山の2筆は水稻、打戻字宮台の2筆は夏野菜の作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—  
— —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号6について意見を求めます。

20番、加藤委員。

20番（加藤登委員） 本件につきましては、令和元年6月14日に地区委員の私、加藤と相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、亀井野字山之神西でサトイモ、ジャガイモ等の野菜、及びカキ、リンドウが作付けされておりました。宮原字戸中では野菜作付け準備中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号7について意見を求めます。

20番、加藤委員。

20番（加藤 登委員） 本件につきましては、令和元年6月14日に地区委員の私、加藤と相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、亀井野字東ではネギ、ジャガイモ等の野菜、西俣野字大河内では水稻が作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号8について意見を求めます。

12番、飯田委員。

12番（飯田芳一委員） 本件につきましては、令和元年6月17日に地区委員の私、飯田と相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、亀井野字東でニンジン、ジャガイモ等の野菜が作付けされておりました。西俣野字大河内で秋野菜の作付け準備中でした。西俣野字窪河内は野菜及び水稻が作付けされており、全てきれいに肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。



日程第 5、報告第 6 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 本件につきましては、まず 12 ページから 13 ページまでが「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 1 件、藤鶴・村岡・明治地区が 2 件、合計 3 件となっております。

続きまして、14 ページから 15 ページまでが「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が 2 件、藤鶴・村岡・明治地区が 5 件、合計 7 件となっております。

続きまして、16 ページから 20 ページまでが、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 3 件、六会・長後地区が 7 件、藤鶴・村岡・明治地区が 5 件、合計 15 件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 6 号を終了いたします。

次に移ります。

日程第 6、議案第 22 号「令和 2 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について」を上呈いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 議案書の別冊を御覧ください。



日程第 6、議案第 22 号「令和 2 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書の提出について」でございます。

(提案理由)

農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書について、各小委員会で取りまとめをしたので、承認を求めるもの。

提案理由の書かれた議案説明の裏面を御覧ください。こちらが令和 2 年度の意見書、鈴木市長宛てのかがみになります。読み上げさせていただきます。

日ごろから、農業委員会の活動に格別の御理解と御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

本市農業は、温暖な気候と平坦な地形等の自然条件に恵まれ、かつ大消費地を抱える都市近郊という有利な立地条件のもとで、露地野菜、花き、果樹、植木、畜産を主軸に、創意工夫と高度な技術力による多様な生産活動が展開され、市民に新鮮で安全な農産物を提供するとともに、農業生産の基盤である農地は、都市の中の緑地空間、防災空間として、生活環境保全の面からも大きな役割を果たしております。

しかしながら、本市におきましても農業従事者の減少と高齢化の進行、後継者と担い手不足、遊休農地の増加、有害鳥獣や近年の異常気象に伴う農作物被害等、農業を取り巻く状況は大変厳しいのが現状です。

こうした状況の中、農業委員会も農業者の代表機関として、農地の保全等に係る所掌事務の厳正な執行はもとより、担い手の確保や農地の集積・集約化等、多様な活動を積極的に推進するとともに、関係機関や団体と連携し、より一層努力してまいり所存でございます。

本市の農業の一層の推進に向け、農業者が誇りや希望をもって農業に従事し、新鮮で安全な農作物を市民に提供できるよう、令和 2 年度の本市の予算編成並びに農業施策の推進に向けて、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出いたします。また、意見書の内容でございますが、先日の各小委員会の意見を反映いたし

まして、再度取りまとめをさせていただきました。読み上げをいたしますので、ご確認をお願いいたします。

## 令和2年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見書

### 1 担い手への農地利用の集積・集約化のための施策

#### (1) 水田の保全に対する支援・助成について

各農家とも水田を耕作しても利益にならず、水田を保全するのが厳しくなっている状況であり、水害防止等多面的な機能を有する水田を今後も保全していくため、現在、エコファーマー等を対象に奨励金を交付する水田保全事業については、実施を継続していくこと。また、コンバインや乾燥機が老朽化している農家も多く、機器の更新には高額な費用を要するため、壊れた段階で水田耕作から撤退する農家も十分に予想される。JA等関係機関と連携し、ライスセンターの設置やコンバイン等農業用機械を各地区で共有できる制度及び組織づくり、また、JAが行っている農業機械受委託利用事業において稲刈り等の作業を新設するよう働きかける等、新たな支援策の検討を図ること。（修正）

こちらは、昨年のもを一部修正しております。

また、農林小委員会の中で、大和市や座間市には、精米機やコンバイン等がそろったようなライスセンターがあるということで、要望に加えたらどうかという御意見がありましたので、そちらを反映しております。

#### (2) 農道や水路等の整備について

農業用水路については、支線を含めて老朽化が著しく、全面的な改修の必要性を強く感じているところであるが、補修費用については地元3割、市7割の負担割合となっており、全面改修となった場合には地元にとっては非常に大きな負担となる。多面的な機能を有する水田を今後も保全するため、農業用水路の改修は喫緊の課題であることを認識し、また、近隣においては、改修において地元負担を求めない市も多いことから、負担割合を定めた条例等の改正を行

い、地元負担をなくすなど軽減策を講じるとともに、全面改修の推進を図ること。（修正）

こちらにつきましては、同じく農林小委員会で、条例や要綱により負担割合が決められてきますので、要望の中に加えたらどうかというご意見を反映しております。

### （３）人・農地プランの実行について

人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」の実質化が求められているが、多くの農家がプラン作成に携わるよう積極的な周知を図るとともに、対象地区の細分化等、実質化に向けた方策を検討すること。（修正）

## ２ 遊休農地の発生防止・解消のための施策

### （１）遊休農地の発生防止について

こちらにつきましては継続の要望となっておりますので、内容の読み上げは省略をいたします。

### （２）遊休農地解消における支援について

こちらも継続の要望となっております。

## ３ 新規参入の促進のための施策

### （１）後継者や新規参入者への支援について

①農業後継者等若手農業者の育成を支援するため、経済的負担の大きい農業用施設や機械の修繕費について助成すること。（修正）

②担い手の育成の充実を図るため、市とＪＡが連携した農業支援に関する窓口の一本化等、効果的な方策を検討すること。（新規）

## ４ その他地域農業の維持・発展のための施策

### （１）地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について

６次産業化を含めた藤沢産農畜産物の一層の消費拡大を図るため、次の取組を推進すること。

①小・中学校給食における藤沢産農畜産物の利用促進を図るべく、市域全校において利用品目や利用量のさらなる増加に向けた取組

を推進すること。（修正）

②植木・花きについては、公共施設への植栽や、また、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた会場設営用の植栽等、利用促進について推進するとともに、来庁者や来場者に向けて藤沢産であることのPRを図ること。（修正）

③地産地消関係のイベントについては、PRが足りていないと感じるため、各種メディア等を積極的に活用し、藤沢市内外へ藤沢産農畜産物のさらなるPRを図ること。（修正）

④は継続となります。

#### （２）農業経営への支援について

農業経営の安定を図り環境保全型農業を推進するため、次の取組を推進すること。

①市内畜産農家で発生する家畜排泄物等を、市内の各種農家が有効利用できるよう、堆肥舎の設置について支援すること。（修正）

こちらは、畜産小委員会の中で、堆肥のつくり方は農家によってさまざまであり、植木農家などは大量に堆肥を必要とするということで、要望に反映させていただきました。

②援農ボランティアについて、地元企業を含めて広くPRを推進し、ボランティアの増員を図ること。また、多くの農家で受け入れができるよう、また、地区で偏りが生じないように、制度づくりと支援策を検討すること。（修正）

（３）ですが、小委員会の中で、大庭耕地で、昨年からジャンボタニシが発生しており、その対策について要望に含めるべきという御意見をいただきましたので、こちらは読み上げさせていただきます。

#### （３）有害鳥獣対策に係る支援について

農業被害をもたらす鳥獣の捕獲後の処分費支援の継続と、カラス等鳥獣の効果的な防除策や個体数の管理を、神奈川県や関係機関と協力して検討すること。また、昨年からジャンボタニシが大

量発生し始め、水稻被害が懸念されることから、駆除について適切な支援を行うこと。

という内容になっております。

(4) 農業・農地の有益性に関する啓発について

こちらは継続です。

(5) 浸水対策について

こちらにも継続となっております。

(6) 農業残渣等の廃棄に係る支援について

野焼きは、農業のためのやむを得ない焼却は認められているものの、苦情等も多く実施できず、農家は農業残渣や剪定枝等、農業で発生する廃棄物の処理について苦慮していることから、処理施設の設置や廃棄物の回収等、農家支援の方策を検討すること。

(新規)

(7) 台風や雹害等、自然災害による農産物等の被害対策について

台風や異常気象等の影響により、作付け不能になったり収量が下がるなど、農業経営を継続する上でさまざまなリスクが想定される。平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする農業共済の「収入保険」の取り扱いが始まっているため、当該制度の農家に対する効果的な周知を図ること。

こちらは、園芸小委員会で御意見が出ましたので、新規として加えさせていただきます。

要望については、以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

これは、先日行われました各小委員会での意見をまとめたものでございます。来月5日に市長に意見書として出しますので、その内容でございます。

何か御意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、まず1番の「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」

ということで、(1)、(2)、(3)について、この中から何かございましたらお願いをいたします。

1 番 (神崎享子委員) すみません、(1)、(2)、(3)の前段階の、ページがついていないところで、市長への意見書ですが、これは専門家が書かれた意見なのに、重箱の隅をほじくるようで申しわけないのですが、4行目、「都市近郊という有利な立地条件のもとで、露地野菜、花き、果樹、植木、畜産を主軸に」と書いてありますけれども、このところは「露地野菜」だけではなくて施設野菜があるので、「露地野菜」の「露地」をとって、ただ、「野菜」と書いたほうが、全体の文章の流れとして合っていると思います。

以上です。

議長 (齋藤義治委員) 事務局、いかがですか。

事務局 (福岡信二主幹補佐) わかりました。ありがとうございます。

議長 (齋藤義治委員) そのほかに、一番の施策について何かございませんか。

「農道や水路の整備について」ということで、地元3割、市が7割ということですが、この割合については、ほかの市町村ではないところが多いのですが、これは、条例や要綱によって決まっておりますので、もしこれを変えらるとなると、条例や要綱を変えていただくことになります。その辺までもっていくのかなということ、一応農業委員会の意見としては、これをなくしていただきたいということを決めた中で、今回も出したいと思いますが、よろしいですか、この辺は。

1 4 番 (山口貞雄委員) 今、ほかの市ではないというお話ですが、そういうことになりますと、藤沢も「負担割合0」については明確に推進するような文言を入れたほうがいいのではないのでしょうか。

議長 (齋藤義治委員) 事務局はどうですか。

地元負担ということで、地元負担を経験したことのある方、いらっしゃいますか。水路でも農道でも、負担を出したという方いらっしゃいますか。負担は3割ぐらい出していますか。

1 2 番 (飯田芳一委員) 個人的というか、上の土地改良区で来るから、全体でこれ

だけの負担という形で個々の農家に負担が求められます。

議長（齋藤義治委員） ほかの市町村では、それがないところはかなりあるそうです。

1 2 番（飯田芳一委員） そうですね。うちのほうでも、地元負担があれば、ちょっとためらうような場合もあるので、それがなければ助かると思います。

議長（齋藤義治委員） その辺は、事務局どうですか。

事務局（草柳真治主幹） 事務局で確認したところ、たしか4月の段階で、農業水産課の課長がこちらに来られて状況を説明していただいたときに、近隣の市町村で地元負担を求めているところは、正直に言って1つか2つぐらいしかないということで、それ以外のところは地元負担を求めないというお話でした。ただ、それについては、あくまで補修とか、そういった部分ということだそうです。また、まずないと思いますけれども、新規に水路をつくる、そういったときに地元負担を求めているところは、藤沢市を含めてないということです。

ただ、新規に水路をつくるというのはなかなか考えにくいことであるとは思いますが、新規につくる場合には、地元負担は求めない。ただ、補修、改修、そういったものについては、藤沢は地元負担を求めているけれども、他市で求めているところは少ないという状況だそうです。

議長（齋藤義治委員） というのが、今、神奈川県全体のイメージです。ただ、藤沢市は、補修に関しては3割負担を求めているということです。これをなくしてくれということで、今回意見書を出すわけですが、よろしいですか、なかなかすぐには変わらないと思いますが。

1 4 番（山口貞雄委員） そういうことならば、3割負担の負担率をなくす方向の文言をぜひ入れてもらいたい。それを入れないと、もしそういう事業があったとしたら、今後とも農家の負担は続くということなので、条例なりを変える第1歩として、可能性として、そういう文言は入れるべきだと思います。「3割負担を削除してほしい」という部分は強力に文言として入れてほしいと思います。

議長（齋藤義治委員） ここに書いてあるように、地元負担を求めない市も多いとい

うことですから、負担割合を定めた条例の改正を行い、地元負担をなくすなど軽減策を講じる——軽減策というよりも、なくしてくれということをやったほうが良いということですから、それも検討しておいてください。

事務局（草柳真治主幹） 小委員会で農業水産課が来たときに、地元負担をなくすという選択肢もあるだろうけれども、その場合には、当然予算の限りもあるので、全額市でやるとなると進捗がおくれる可能性は出てくるよね、という言い方をされていまして、そこを0にしてくださいということで押し進めていくのか、それとも、例えば1割負担とか、そういう話の中で多少なりとも今よりは軽減策を推進して行ってくださいというふうにするのか、そこら辺はどうしたらよろしいのか、考えているところですが。

議長（齋藤義治委員） 当然0です。個人負担0のほうがいいでしょうね。

3番（吉原 豊委員） そりゃ0のほうがいい。

4番（熊山直行委員） ただ、0にすると工事がおくれる可能性があるということだね、予算の中でやるから。

議長（齋藤義治委員） だから、農業予算をもうちょっとふやしてくれということ、そこですよ、もともと少ないんだから。

事務局（草柳真治主幹） それでは、農業委員会としては地元負担をなくす方向で修正する形でよろしいでしょうか。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

「異議なし」の声多数

それでは、次に行きます。

2ページ目の「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、これはどうですか。——継続ですから、よろしいですか。

「はい」の声あり

次に、3番目の「新規参入の促進のための施策」、新規参入で、今回新しく窓口の一本化ということで出ております。この辺はどうですか。——よろしいですか。

「はい」の声あり



続いて、4番の「その他地域農業の維持・発展のための施策」ということで7つ出ております。何かありませんか。

有害鳥獣など、これは農業会議ですと、神奈川県北のほうに行くと、いろいろな有害鳥獣対策ということで話が沸騰するのですが、藤沢市ではどうですか。

(意見等：なし)

植木などはどうですか。植木で公共施設への植栽は、東京オリンピック・パラリンピックに向けた会場設営の植栽はどうですか。

5番(宮治 潔委員) 個人的には出荷をしている方はいらっしゃいますけれども、組合としてこれだけの数量を納めたとか、そういう話はないです。今はみんな系列というか大手ゼネコンからの流れで、最終的には材料の発注というか注文など全部その流れで来るので、新たに植木生産組合に注文が、数量的なものが来るというような話はないですね。

現実には、理想論にはほど遠くて、過去の話ですけれども、サッカーのワールドカップのときも、植木協会として、横浜の小机の国際競技場の周りの植栽工事云々の話があって、話は大分盛り上がったのですが、現実問題としては厳しかったのかな。地元の材料を、地元神奈川県の競技場の周りに納めるという話は、余り聞かなかったですね。

議長(齋藤義治委員) ほかに、「農業の維持・発展」ということで、いろいろ意見があろうかと思いますが、何かございませんか。

吉原委員どうぞ。

3番(吉原 豊委員) (2)の「農業経営への支援について」ということで、②の援農ボランティアのことですが、市に言うと、何人か派遣してくれるという話は聞いていて、実際にやっているとは思いますが、見ていると、ここのところに来て田んぼの耕作そのものをしなくなっているというのが現状ですね。

ボランティアに限らずいろいろなことで支援というのはしているんですけど、実際に土地が稲でいっぱいになったなという感じは最近なくなっただけですね。

ですから、ボランティア以外の方法といいますか、これを考えないと、それこそ耕作しないところをもっともっとふえてきてしまうような気がしています。

私も、70を過ぎまして高齢者になっていますし、今の収入より3倍ぐらいになれば跡継ぎも出てくると思いますが、現実としてそんなことはないわけですね。ですから、食べるものとして必要ですけれども、実質耕作地は荒れているというのが現状です。ですから、抜本的に考えていかないといけないのかなと思いました。

特にこれだという話はできないのですが、以上です。

議長（齋藤義治委員） 今の話の中で、農地が荒廃していくということで、1ページを御覧になってください。

1ページの（3）に「人・農地プランの実行について」ということで、今回意見書を出しておりますが、この中で農地の集積ですとか集約化ということで、今言われたような耕作ができなくなったところをどこの担い手に渡すかということで、皆さんと話し合いをするわけでございますが、この人・農地プランの実行ということでやっていただければ、かなり具体的に進んでいくのではないかと思いますので、その辺はよろしく願いをいたします。

ほかに何かございませんか。

農業残渣等の廃棄についてはどうですか。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 今までは燃していた。燃すといっても、普通のキャベツとか、そういうのは投げ込んでも、果樹、トマトとかナスとか、ああいうものは投げ込むわけにはいかないもので、今までは燃していますけれどもね。

議長（齋藤義治委員） （6）に書いてあるけれども、「野焼きは農業のためやむを得ない焼却」ということで、やむを得ない理由があれば燃せるわけですよ。ですから、黄化葉巻病になったとか、何だの病気がついたとかということで理由をくっつければきっちり燃せるわけですから、燃してはいけないということではないんです。

4番（熊山直行委員） 燃すのはいいんだけど、周りの近隣等をよく見て、風向

きとか、そういうのを見て、迷惑をかけないような感じでやらないと……。

14番（山口貞雄委員）　そういう苦情が来たら、黄化葉巻病がどうか、一応口実はあっても、結局燃やすことは停止でしょう。

4番（熊山直行委員）　そういうことです。だから苦情の出ないようにしたほうがいい。

1番（神崎享子委員）　市の石名坂の焼却場は、うちから割と近いものですから、そこへ、トマトとかキュウリのガラが1年に何作かやるから出たときに持って行って、お金を払って燃やしてもらおうかなと思っているのですが、そういうときにお金を払わないで燃やしてもらえたら、それだけでもうちは助かるのですが。

議長（齋藤義治委員）　ちょっと煙が出たらすぐ電話をされるということもあるので、市で何か補助金でも出してくれればね。

井上委員どうぞ。

7番（井上哲夫委員）　うちは野菜屋ではないので野菜の残渣はないのですが、小さなチョッパーがあって、家の周りの植木だとか、そういうのは、そのチョッパーで全部細かく刻んで堆肥の中に入れて、このところ非常にいい堆肥ができていると自分でも思っているのですが、野菜ではないのと、花屋だということで、シクラメンの枯れ葉だとか花だとか、そういうのが秋になると非常にたくさん出るんだけど、ビニールの中に入れて、毎週金曜日かな、それに出すのですが、市の関係の方々は快く持って行ってくれます。持っていくと、ありがとうございますと言われるぐらいです。だから、ビニールに入れられるものは入れて出せば、農家のものでも何とか出せるという感覚でいます。

今ここに大きな植木屋さんが何軒かいますけれども、そんなもので、チョッパーで間に合うかと言われるかもしれないのですが、そういうふうにして少しでも機械を使ってやれば、小規模なら大丈夫かなというような感じを持っています。

だから、そういう機械を補助してもらおうというか、そういうことはいかがでしょうかねと思っていますけれども。

議長（齋藤義治委員） いずれにしても、これからだんだん環境も変わってきますので、特に環境に関しては、いろいろなことを言う人が多いので、これも将来の一つの大きな課題かなと思っております。

そのほかに、今回、（7）で新規に自然災害について、収入保険ということでもいろいろお話が出たということですが、収入保険に入っておられる方はいらっしゃいますか。新しくできた保険ですね。

特に自然災害が、昨年、一昨年と非常に多かったのですが、これからも多いのではないかということで、自衛手段として収入保険に入ったらということで、ここに書かせていただいたのですが……。

3番（吉原 豊委員） 収入保険に入っていると、今まで補助金がおりていたものがとめられてしまったという例があるんですね。

農業水産課から電話がかかってきて、「吉原さんは収入保険に入っているよね」、「入っているから、この手当ては出ません」と言われたので、「そう、結構です」と言ったのですが、それはないよね。保険というのは、やばいから掛けるのであって、片方をとめなくてもいいじゃないの、そんなに高額でもないだろうしね。何に入ったか忘れてしまったけれどもね。

1番（神崎享子委員） これは園芸小委員会で出したのですが、私は、園芸小委員会の委員長ですけれども、収入保険、いいねと思って、取り扱いが始まっているけれども、加入している人が少ないというから、知られていないから、もっと入るように手配してくださいということでここに載せてもらったのですが、今おっしゃったように、使い勝手がよくないということでしょうか、何か、どこかに問題があるのでしょうか、それも含めて、収入保険のことを知っていくべきなのかなと思いました。

議長（齋藤義治委員） 加藤委員どうぞ。

20番（加藤 登委員） お米のほうはわからないのですが、野菜に関しては、私はキャベツが多いので、キャベツは、この保険も国がやっているんですよ、もとは。それで、キャベツも価格安定とか、単価が下がったときに国から助成が出ているんですよ。国からは、どちらか片方にしなさいという話で、うちの

ほうは、恐らく皆さん入っていないと思います。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） うちのほうは部会が多いんですよ。

20 番（加藤 登委員） どちらか片方、1 つだけ国からおりの助成金というか保険は。という話です。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 価格安定というのは、3 分の 1 がこっちの負担になるんですよ。今、加藤さんが言ったのは、春キャベツは、国の指定産地になっているから、国の価格安定対策事業です、国対応の。あとほかのものは県単とか市単もあるし、それによって出すアレが違うんだけど、3 年間使わないと少し返ってくるんです。かけた全額ではないな。

事務局（加藤 敦事務局長） わかりました。

多分収入保険というのは、毎年 1, 000 万の収入があった人が、仮に 0 になったときには八百何十万補てんされるんですね。そういう補てんをされるんだから、野菜の価格安定対策事業で、価格が下がったときに、その分補てんするよという両方は受けられませんよという話なのかなと思います。

今、桐ヶ谷委員が言われたように、農業水産課で、国の事業の指定産地のものと、あと県が 3 分の 1、市が 6 分の 1 かな、そういうもの、2 種類あって、それもそれぞれ野菜の価格安定対策事業の補助金なので、両方からは補てんされませんよという話かなと思います。どちらか、ちょっとでも野菜の価格が下がったときに、そこを補てんしてもらうのがいいのか、全体の収入を見て、どこまで下がったときにどれだけ補てんされるかということを考えて、どちらがいいかというような話で、例えば 1, 000 万が 0 になってしまったときに、野菜価格安定事業で補てんされるのは微々たるものであっても、0 になることは余り想定されないと思うんですね、野菜価格安定対策事業だと。ただ、本当に全滅したときには 0 という可能性があるのも、その場合には、やはり収入保険のほうで返ってくるお金は大きいでしょうという話かなと思います。

議長（齋藤義治委員） 藤沢市の農水産業振興対策事業補助金交付要綱というのが出ていて、この中に農業に関する補助金がいっぱい出ています。先ほど言われ

た水田保全事業ですとか、桐ヶ谷さんが言われた野菜価格安定事業、野菜の価格が著しく低落したときに、生産者の損失を補てんするため、一般社団法人神奈川県野菜価格安定資金協会が行う、神奈川県野菜価格安定事業の資金造成に要する経費6分の1と書いてありますけれども、これは何のことかよくわからないのですが、いろいろな補助事業がありますから、農業水産課に相談していただければいいのではないかと思います。

事務局（加藤 敦事務局長） 多分県の事業は、生産者が掛け金2分の1、残りの2分の1を県と市が2対1で補てんする。だから、6分の1、6分の2、6分の3だと思います。生産者が6分の3で2分の1、残りの2分の1を県と市が2対1で掛け金を負担するという事業だと思います。

議長（齋藤義治委員） そういうことで、農業にもこういうものがいろいろありますので、ぜひとも利用していただきたいと思います。

他に何かございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第22号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第22号について、承認することに決定をいたします。

以上で、本日本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等がございますか。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 事務局から2点、事務連絡をさせていただきます。

1点目が、今ご審議いただきました意見書についてですが、市長へ提出をする当日の御案内になります。

日時が7月5日、金曜日、午前11時30分からということで、市役所の本庁舎6階で行います。当日は、市側が鈴木市長、宮治副市長、それと経済部長

と農業水産課長が出席をいたします。農業委員会側は、齋藤会長、渡貫会長職務代理、各小委員会から宮治潔委員長、神崎委員長、熊山委員長に御出席をいただきます。

簡単にスケジュールを申し上げますと、11時30分に開会となりまして、その後、出席者の紹介、齋藤会長の御挨拶をいただいて、市長に意見書を手渡しいたします。場所は6階の特別会議室になります。昨年と同じ場所です。その後、場所を市長の応接室に移動いたしまして、おおむね12時から市長とのランチミーティングということでお弁当を用意させていただきますので、意見交換の時間となります。閉会は12時30分を予定しております。

7月5日、開会11時30分となっておりますので、11時15分ぐらいに6階にお集まりいただければと思います。よろしく申し上げます。

もう一点が、湘南地区農業委員会連合会研修の案内になります。

連合会の研修は、夏と冬で年間2回開催をしていますが、1回目の研修会を8月9日の金曜日、午後2時から市役所の8階の会議室での開催を予定しております。

研修のテーマは、冒頭で会長からのお話にもありましたけれども、年金の関係について、農業者年金について、県の農業会議から御講演をいただくのと、もう一コマが、最新の農政情報ということで、全国農業会議から講演をいただく予定となっております。8月9日金曜日、午後2時から湘南地区農業委員会連合会の研修会になりますので、御出席をよろしく願いいたします。

案内文につきましては、7月の総会でお配りをいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

議長（齋藤義治委員） そのほかにはないですか。——それでは、以上をもちまして6月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 5 9 分



以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)